

東電福島原発事故の 損害賠償について お困りでは ありませんか？



「追加賠償の請求方法が分からない」、「ADRの申立てはどうすればよいか」等、原発事故の賠償についてのお困りごとであれば、何でもご相談下さい。避難指示区域内外、個人・法人問わず、どなたでも無料でご利用いただけます。追加賠償の請求書の作成もお手伝いします。

POINT
1

対面で

福島県内の主要都市と
1都7県で
弁護士による
無料相談会を開催！



0120-330-540

® 受付時間 / 9:30～17:00 [月～土(祝休日、12/28～1/4を除く)]

日程及び相談会場はこちら▶

福島県内
QRコード



福島県外
QRコード



POINT
2

電話で

弁護士・
行政書士に
電話で相談可能！



*弁護士(毎週火・木)・
行政書士(月～土)



0120-013-814

® 受付時間 / 10:00～13:00、14:00～17:00
[月～土(祝休日、12/28～1/4を除く)]

POINT
3

Webで

ご自宅から
弁護士に相談可能！
気軽に相談して
みませんか？



0120-013-814

® 受付時間 / 10:00～13:00、14:00～17:00
[月～土(祝休日、12/28～1/4を除く)]

POINT
4

弁護士事務所等で

お住まいの
近くでも
弁護士に
相談可能！



各都道府県弁護士会を通じて、お住まいの地域の
弁護士に相談できます。

弁護士会の問い合わせ先はこちら▶



NDF 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

Nuclear Damage Compensation and Decommissioning Facilitation Corporation

最近の相談事例

精神的損害

原発事故により、治療をしていた病院を遠方の病院に変えなければならなくなった。その分の損害賠償を請求したい。

精神的損害

家族が津波で流されたが、原発事故による避難指示のため捜索ができなかったことに対する精神的損害を請求したい。

精神的損害

原発事故後、家族が精神疾患になり入退院を繰り返している。何か請求することはできないか。



亡くなった家族の追加賠償の請求方法について知りたい。

相続

母が死亡し、妹とは音信不通だが、自分の相続分だけ請求できないか。

相続

避難生活により夫の持病が悪化した。主治医も避難が原因だと言っている。

生命・身体的損害

生命・身体的損害

避難中のストレスで足が痛くなり、歩けなくなったため、通院を続けている。